

「強姦罪の改正にかんする提言 ～男性性被害者の立場から～」

2009.1.8 玄野武人 (クロノタケト)

本文章は、「自由権規約」パラグラフ14に関する意見書として書かれました。自由権規約は「国際人権規約」の一つで、日本政府はこの規約にそって年々の人権の改善をはかっています。自由権規約の中には性暴力や性的拷問、セクシャルマイノリティ (LGBT) の権利に関する項目があり、日本の強姦罪改正も国際的に勧告されています。日本では強姦罪の被害者に男性やセクシャルマイノリティを含めることについて、積極的な動きが見られないため本文章を著した次第です。今後、日本でもこのような議論が活発になってゆくよう期待しています。国際人権規約は外務省の次のホームページで見ることができます。

<http://www.mofa.go.jp/Mofaj/Gaiko/kiyaku/index.html>

(注) 本文を引用される場合は、次のようにURLも含めて記してください
玄野武人「強姦罪にかんする提言～男性性被害者の立場から～」、2009年
If He Is Raped : <http://www.comcarry.net/~genbu/index.html>

わたしは男性でありながら性被害をうけた性暴力被害者です。また、男性の性暴力被害者のための自助グループ「RANKA (ランカ) 」のメンバーです。RANKAは2003年に始まり、2008年までに40回以上のミーティングを開いてきました。これまでにおよそ50人以上の男性の性暴力被害者が参加しています。当事者 (性被害者) の立場から、男性性被害の実態や強姦罪の改正等について提言します。

(1) どのくらいの男性や少年が性被害にあっているか？

現実には、成人男性や少年も、セクハラ、性的虐待、性的いじめ、ちかん、レイプ (強姦) 、近親かん、ストーカーなどのいろいろな性被害にあっています。しかし社会のなかに、男性は「性被害にあうわけがない」「あつたとしても傷つくわけがない」「傷ついたらといってケアなどいらない」という3重の強固な偏見があるため、長年にわたり男性性被害は起きていないとされてきました。しかし、近年、男性の被害者がみずからその体験を語りはじめたことや、グループ活動をはじめたこと、さらにこの30年間余の統計調査や報道から、多くの男性や少年もまたさまざまな性被害にあっていることが分かってきました。欧米においては、すでに1980年代から、日本に先んじて、男性の性被害者にたいする支援活動が行われています。

性被害の発生率についてはこれまでの統計調査から、未成年の場合、女子で3～4人に1人、男子で5～6人に1人、男女共通で4～5人に1人の割合で、なにかしらの性被害にあっているとされます。

欧米における男性の性被害の統計調査については、R.ガートナーによる総括が的確です (Richard B. Gartner, *Betrayed as Boys*, 1999, pp 24。邦題『少年への性的虐待』作品社、44頁)。同書で、少年の場合、身体接触および身体接触のない不適切な性的行為の被害率は、実に4人に1人と結論しています。日本での統計調査としては、2004年にアジア女性基金が公開した「高校生の性暴力被害実態調査」があります。この調査は、男子への性被害についてじゅうぶんに配慮したとはいいがたいのですが、先行の日本の類似研究より優れています。調査対象は高校生の1~3年生計2,346名(女子1,424名、男子922名)。同報告によると、言語的・視覚的・強制的身体接触による性被害率は女子で約3人に1人、男子は5~10人に1人。レイプ既遂は、女子は5.3%、男子は1.5%となっています。

成人男性にたいする職場でのセクハラ被害率の一例としては、2001年、欧州連合(EU)がセクハラ禁止法を制定するさいに、欧州委員会が調査をし、女性の50%、男性の10%が職場でセクハラ被害にあったとしています(共同通信2000.6.12)。日本でも2000年に、成人の男性同士のセクハラ裁判が起こされています。また、近年、男女雇用機会均等法の改正により、男性へのセクハラも禁止されたことは記憶に新しいところです。男性性被害はその発生率が少ないのではなく、むしろ社会が少年・男性への性被害を認めようとしない圧力・偏見がきわめて強いといえます。

(2) 強姦罪の改正にかんする提言 ~男性性被害者の立場から~

1. 強姦罪の被害者の性別を女性に限定せずに、男性やセクシャルマイノリティ(LGBT)の被害者も含めるよう改正することを提言します。欧米では90年代から強姦罪の改正が進み、すでに男性の被害者も含めるようになっていました。男性にたいする強姦を、英語ではメイル・レイプ(Male Rape)と呼びます。
2. 具体的には強姦罪を、合意のない、「膣への性器や異物の挿入」「肛門への性器や異物の挿入」「口を使った性行為(オーラル・セックス)」の3種に改めます。現実にこのような3種の性被害に、男性もセクシャルマイノリティ(LGBT)も女性もあっており、その心身に与える後遺症は、従来の定義の強姦罪と同じように甚大だからです。
3. 強姦罪の加害者の性別も男性に限定しないよう改正することを提言します。性暴力の加害者には、現実に男性もいるし、女性もセクシャルマイノリティ(LGBT)もいます。海外の統計では、男性性被害の加害者の6~8割が男性、残りに女性が含まれるとする統計があります。女性から女性への性暴力事件もあり、日本でも成人女性間の性暴力をめぐる民事裁判で判決がありました(2002)。女性が男子をレイプすることもあり、報道事例としては、31歳女性が中3男子へのわいせつ行為で懲役10月(2001)、女性家庭教師が中3の男子生徒にみだらな行為で逮

捕(2005)、児童養護施設の女性保育士(29歳)が入所の少年と性行為を行い処分(2006)などがあります。強姦罪は、欧米で進められている改正にならって、加害者の性別を限定することをやめるように提言します。

4. 強姦罪の成立要件として、被害者が「抵抗」したかどうかを基準とすることをやめるように提言します。かわりに、原則として、「合意」の有無を成立要件とすべきと考えます。強姦罪の成立要件を被害者の「抵抗」に求めることは、性被害の現実に照らして適当ではないからです。性暴力や子どもへの性的虐待は身体的暴力や傷害や脅迫をとまなうケースもありますが、しかし近年の研究から、加害者は事件が発覚することを避けるため、被害者の身体に外傷を残したり、あからさまな脅迫をおこなわない者も少なくないことがわかっています。かわりに、被害者をしばしば「イヤと言えない・逃げられない・誰にも相談できない」という心理状態(いわゆる「心理的監禁状態」)に置くことで、事件が発覚することなく、長期にわたり繰り返し被害者を性的に搾取できるようになるのです。したがって、強姦罪の成立要件として、「合意」の有無を基準にしたほうがより現実的だと考えます。

さらにこの考えを一步進めて、たとえば、教師と生徒、医師と患者、カウンセラーとクライアント、上司と部下、成人と未成年など年齢差・経済差・権力差など「力の差」がある性犯罪の場合は、被害者の「合意」や「親告」がなくても、性犯罪として捜査・立件できるようにすべきです。このような考えは欧米も取り入れはじめているところがあると聞いています。

5. 性交同意年齢を定めた刑法第177条の13歳未満という年齢が、国際的に低すぎるので引き上げるべきだという議論がおこなわれているのは周知の通りです。小学生男子や中学生男子でも、肛門性交やオーラル・セックスを強要される事件が起きていますが、これまでは強姦罪よりもずっと軽い強制わいせつ罪で対処するしかありませんでした。今後は、性交同意年齢を男子にも適用するとともに、あわせて上記で提案した新しい強姦罪を適用し、このような未成年男子にたいするレイプ被害も、新しい強姦罪で裁けるようにすべきです。
6. 日本でまだあまり顕在化していないが重要な課題に、性被害者が援助を求めた精神科医・カウンセラーなどから、レイプやセクハラなどの性被害を受けるという深刻な問題があります。被害者はもともとの性被害にくわえて、さらに援助職からも性被害をうけ、じつに2重の苦しみを背負うこととなります。こうした被害は、診察室やカウンセリング・ルームという密室で起きる性犯罪であったり、治療をよそおつての性被害であったり、加害者が被害者にたいし特別な支配力をもつ援助職であるため、なかなか顕在化しにくいのが現状です。海外では、このような援助職による性犯罪に対処するために、法を制定しているところもあると聞きます。こうした性被害以外にも、精神科医・カウンセラー・弁護士などによる守秘義務違反や研究搾

取などの「倫理違反」事件が国内でも起きており、被害者に深刻な影響をもたらしています。実際に日本でも、精神科医による暴行やカルテ改ざん、弁護士やカウンセラーの守秘義務違反、援助職によるセクハラや性的加害を問う民事裁判がすでに起きています。これらの性被害や倫理違反にあったにもかかわらず、謝罪や賠償などを含め誠実な対応はされず、泣き寝入りさせられていることも少なくないのが現状だと思います。問題解決のためには、録画・録音による診察室やカウンセリング・ルームの可視化、行政や警察の積極的な介入や、事件後の「事後説明責任」（アカウントビリティ）をも法的に義務づける、倫理委員会の実質的な質の向上、専門職たち質の高い倫理教育を行う、謝罪・賠償・再発防止を義務付けるなどの措置が必要です。

(3)その他の提言

1. 被害当事者による自助グループは、性被害者にとって快復とケアのための重要な場となるので、このようなグループ活動をより行いやすくする支援を必要としています。たとえば、ミーティングを開くための会場として、利用料金が安くプライバシーを守りやすい施設を増やすべきです。その点、男女共同参画センターはかなり使いやすいといえますが、さらなる改善点もあります。また、自助グループにとってはプライバシーが守られる安全な連絡先や窓口も重要な問題で、上記のような施設が自助グループの窓口となったり、連絡用の私書箱を設置するなどの支援がほしいと思います。民間には「セルフヘルプ支援センター」などの名称で自助グループを支援する組織もあり、そうした組織への行政面からの支援もあってしかるべきだと考えます。また、性被害にかんする講演会や出版などをしやすくするために、使いやすい補助金の制度も必要だと考えます。
2. 性被害者にたいして公金による支援が必要です。まずはぜひとも、性被害者のカウンセリング代に健康保険を適用して欲しいと思います。性被害からの快復には、カウンセリングや投薬など多額の費用がかかることがあり、なかには10年以上もカウンセリングに通ったり投薬をしているケースもあります。また、性被害をうけたために仕事ができなくなる男性やセクシャルマイノリティ（LGBT）もあり、生活が困窮したり、学業を続けられなくなることもまれではありません。そのため経済面での生活支援や、快復後に再就職するための支援も必要です。日本では近年、刑務所に収容されている性犯罪者のための更正プログラムに公金が投ぜられるようになりましたが、それにくらべたら性被害者のために使われる公金はわずかではありません。そこで、もっと積極的に性被害者にたいする経済的支援をおこなってほしいと思います。カウンセリング代に健康保険を適用する以外にも、なんらかの税制の優遇措置を行うことも可能です。また、海外では2年間、無料でカウンセリン

グを受けられる制度もあると聞きます。性犯罪者に一定額の罰金を科して金額をプールし、そのなかからカウンセリング代や生活支援金を支給するというシステムも考えられるでしょう。今後の課題の一つとして、公的な経済支援や生活支援もまた充実させてゆくように希望します。

3. 男性同士の性暴力は、同性愛とは関係ないことを、社会的に周知すべきです。男性（少年）にたいする性犯罪の男性加害者の多くは異性愛者であり、既婚である男性が多いという海外の研究があります。同性愛とは、成人の同性が互い合意を尊重して愛し合うことです。それに対し性暴力は、男性であれ女性であれセクシャルマイノリティ（LGBT）であれ、双方の合意を無視して性行為を強要することです。
4. 学校において、ズボン脱がしや教室で自慰をさせるなどの「性的いじめ」により、男子学生が自殺する事件が起きていますが、これらはたんなるいじめではなく、同級生や上級生による強制わいせつやセクハラと考えるべきです。もし女子生徒が、教室でスカートを脱がされたり自慰をさせられたりすれば、加害者は強制わいせつなどで逮捕されます。男子にとってもこのような性的いじめは、深刻な後遺症をのこすことがあります。男子生徒への性的いじめは、同級生や上級生からのセクハラや強制わいせつであるという認識を社会が広く共有すべきであると考えます。同様に、セクシャルマイノリティ（LGBT）について正しい理解を学校教育のなかでも広めるべきです。セクシャルマイノリティ（LGBT）であることを理由に、セクハラや性暴力をうけることもあれば、からかい、いじめ、差別を受ける生徒がいるからです。
5. 裁判官、検察官、警官、刑務官、児童相談所職員、弁護士、医師、医療スタッフ、精神科医、カウンセラーら専門職にたいし、男性やセクシャルマイノリティにたいする性被害を正しく理解するための研修を実施する必要があります。同様にこれら専門職の養成課程や学校のカリキュラムの中に、男性性被害の基本知識を盛り込むよう要望します。これらの専門職が、男性やセクシャルマイノリティ（LGBT）の性被害者の話を信じなかったり、「そんなことがあるはずがない」と否定したり、被害者を気持ち悪がったり嘲笑したりするような二次被害を、被害者に与えないようにしなくてはなりません。病院・警察・司法などで二次被害にあうのではないかとかという怖れが、男性やセクシャルマイノリティ（LGBT）が告発や相談をためらう一因になっています。さらに、病院で女性被害者の場合は精液の採取など証拠保全が行われるように、男性やセクシャルマイノリティ（LGBT）の性被害者についてもきちんと証拠の採取や保全ができる体勢を整える必要があります。
6. 現在、性暴力被害者が被害を訴えようとすると、病院で、警察で、検察で、裁判で、児童相談所だと繰り返し、同じことを話さねばなりません。つらい体験を何度も繰り返し話さねばならないことはたいへんな苦痛となり、それが告発率を下げる一因

になっていると考えられます。欧米や韓国などの制度を参考に、一度の訴えで、ケアや治療、検査、捜査、裁判、一時保護などすべてが行える一連のシステムを構築する必要があります。

7. 性暴力は、福祉、司法、教育、医療、保健、教育、行政、民間などの各分野の行政と民間が、制度的にも実務的にもそれぞれの役割を分担し、地域レベルで相互に連携プレーしなければ解決の難しい分野です。そのためこのような各分野が連携できるシステムをつくってゆく必要があります。それには従来から活動している民間の力を積極的に活用してほしいと考えます。また、性被害の現実をもっとも知っているのは被害者であり、被害者の視点と声を中心に置くべきだと考えます。民間の活動団体のなかには、性被害の当事者が参加している団体やグループもたくさんあり、そのなかに傾聴すべき意見がたくさんあります。